

民 事 訴 訟 法 (50 点)

Xは、Yを被告として、「Yとの間で代金1000万円で甲機械を売り渡す旨の約束をした」と主張し、「YはXに対して1000万円を支払え」との判決を求めて訴えを提起した。Yは、「Xの請求を棄却する」との判決を求め、「本件売買契約の成立を否認する。仮に売買契約の成立が認められるとしても、Yは、Xに対して1500万円の貸金債権を有するので、対当額で相殺する旨の意思表示をする」と述べた。

次の各問は、それぞれ独立の問題である。

問 1

Xは、「本件売買代金債権について、提訴前に、Yから300万円の弁済を受けた」と述べた。Yは、この陳述について、「Xに300万円を支払ったのは事実であるが、これは乙機械の購入代金である。甲機械の購入代金は弁済していない」と述べた。裁判所が、本件売買契約の成立を認める場合、この弁済の事実について、証拠調べをすべきか。

問 2

審理の結果、裁判所は、主文を「YはXに対して700万円を支払え。Xのその余の請求を棄却する」とする判決をした。判決理由中には、甲機械の売買契約の成立は認められるが、代金額は900万円と判断されること、Yの貸金債権は相殺の時点で200万円の範囲で認められ、この200万円の債権を自働債権とし、Xの900万円の売買代金債権を受働債権とする相殺により、Xの請求は700万円の範囲で認容される旨の記述がある（前訴判決）。この前訴判決が確定した後に、YがXを被告として、前訴の自働債権と同一の貸金債権を有することを主張して、「XはYに対して1500万円を支払え」との判決を求めて訴えを提起した（後訴）。前訴確定判決の効力は後訴にどのように及ぶか。